

三労発基0114第3号  
平成26年1月14日

四日市コンビナート地域防災協議会 会長 殿  
四日市コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会 会長 殿

三重労働局長

化学プラントの爆発火災災害防止のための対策の徹底について(緊急要請)

日頃より労働行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年1月9日に四日市市の三菱マテリアル株式会社四日市工場において、5名の方が亡くなり、12名の方が負傷するという重大な災害が発生し、当該災害の発生原因等については、現在調査中であります。

当該災害は、非定常作業時における災害であり、非定常作業については、日常的に反復・継続して行われることが少なく、かつ、十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、設備及び管理面の事前の検討が十分行われていないこと、作業者が習熟する機会が少ないこと、また、作業が複数の部門や複数の事業者にわたること等により災害につながる場合が多いと考えられます。

つきましては、化学プラントの爆発火災等の重大な災害を防止するため、貴団体傘下会員に対して、化学設備に関する労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」及び「化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について」による対策の実施の徹底を改めて図っていただくようお願い申し上げます。

添付資料

- 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」の改正について(平成20年3月10日付け三労収基第388号の2)
- 化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について(平成25年5月10日付け三労発基0510第2号)